

様式第2号（第4条及び第5条関係）

第 号
令和 年 月 日

山形県市町村職員退職手当組合 組合長 殿

退職に係る組合市町村長等

印

退職手当支払差止処分に係る報告書

退職手当の支給制限処分等に関する規則第4条（第5条）の規定により、次のとおり報告します。

(職員番号)	(所属(課名等)及び職名)	(退職者氏名)	退職後の退職者の死亡又は死亡退職の場合の退職手当受給権者の死亡の有無 有 無
(退職時の組合市町村名)	(採用年月日) 年 月 日	(退職事由)	(死亡年月日) 相続人氏名
1 退職手当の支給制限処分等に関する規則に掲げる報告事由(該当するものの□に✓を記入してください。)			
☐ (1) 退職手当支給条例第19条の2第1項第1号該当(起訴後刑確定前退職)			
☐ (2) 退職手当支給条例第19条の2第1項第2号該当(退職した者が起訴された)			
☐ (3) 退職した者が逮捕された(退職手当支給条例第19条の2第2項第1号関連)			
☐ (4) 退職した者に犯罪があると思料するに至った(退職手当支給条例第19条の2第2項第1号関連)			
☐ (5) 退職手当支給条例第19条の2第2項第2号該当(在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足る相当な理由があると思料するに至った)			
2 起訴されている場合の記載事項			
(起訴の期日) 年 月 日	(起訴に係る行為が行われたと思われる期日) 年 月 日	(思料される犯罪に係る罰条)	
3 上記1の(1)又は(2)以外の場合の記載事項(具体的に記載してください)			
(1) 逮捕された原因となる行為の内容又は犯罪があると若しくは在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足る相当な理由があると思料するに至った理由			
(2) 思料される犯罪に係る罰条			
(3) 期末勤勉手当が支給対象となる場合の当該手当支払差止の状況			

備考1 欄が足りない場合は、別紙により対応すること。
2 関連する資料がある場合はその写等を添付すること。